

土岐市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

土岐市

1 促進計画の区域

区域については下記のとおり。

鶴里町柿野字華立・深山口・扇洞・大入・林之腰・仲屋敷・市ノ壺・河原田・日面・深田・梅ノ木・陣田・西ヶ洞・森前・日山平・大向・宮前・入海道・竈根・下縄手・塩平・西大道・向島・長沢・小麦平・鳥ヶ縄手・法田・坂下・寺洞・榎平・季・成吉・下ノ田・雨沢・南・向田、同町細野字山添・松林・佛田・村上・神田・高鼻・日影・平畑・日向・大西・清水田・森下・砂田・唐沢・大草・仲畑・大沼・菅ノ脇・藤ノ木・長総・向田・中根・東ノ前・平蔵連・下屋・北ノ前・川向・西ノ下・曾木町字清水・八百田・新子・石田・下ノ沢・竹之越・中洞・釜ヶ洞・御川・寺田・池之沢・湯屋・岩平・番地・石原・鍋折・亀ヶ口・郷之木・斧研・狭間・岩花・宮田・吉原・八反田・梁木・中島・佃・川原・紙屋・源敷・川平・榎平・竈本・門先・桜本・野黒・恩ヶ洞・石田・大草・肥田町肥田字杉焼・中田・西海道・宝徳・堀畑・才目・瀧道・斧研・大門・鳥屋場・上野・大湫・白土・桑原・屋下・欠ノ下・中川原・西ノ原・弓取

別紙「対象区域図」に記載のとおり。

2 促進計画の目標

1. 鶴里地域

(1) 現況

本地域は、1戸あたりの平均的な経営面積が小規模な農地が点在し、米の生産調整において基幹となる作物が少ないことから、水田農地の保全管理面積が多く、その割合は年々上昇してきている。地域の核となる集落営農組合による耕作放棄地の解消等の活動も大きな活動となっており、環境負荷の軽減に配慮した農業を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、併せて、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 曾木地域

(1) 現況

本地区は、中山間地域の典型的な小規模・高齢化集落である。高齢化の進展や担い手不足による耕作放棄地の解消に向けて地域全体での集落営農に取り組んでいる。また、農地の持つ多面的機能を確保し、集落ぐるみの共同組織活動を通して農業生産活動の維持及び環境負荷の軽減に配慮した農業を普及することが必要であることから、体制整備に向けた積極的な取組を行っている地区である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、機械の共同利用や農作業の共同化にも取組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 上肥田・中肥田地域

(1) 現況

本地区は、農業者、地域住民等が担う共同活動を通じ、同地区に存在する農地・農業用用水路等の資源の保全管理や環境負荷の軽減に配慮した農業を普及することが必要であることから、水路・農道等の施設の多面的機能の発揮を促進していく。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、併せて、同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	鶴里地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	曾木地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	上肥田・中肥田地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域 鶴里地域、曾木地域、上肥田・中肥田地域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

ア 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

バ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(オ) 岐阜県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

特に無し

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、「人・農地プラン」に位置付けられている中心的な経営体など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

該当なし